

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 遠野市
- 2 事業の種類 遠野市本庁舎整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 岩手県遠野市中央通り地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

遠野市本庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、遠野市が新たな庁舎を建設する事業であり、法第3条第31号に規定する地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である遠野市は、遠野市本庁舎（以下「本庁舎」という。）を管理する地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である遠野市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公益の利益

遠野市は、東西、南北ともに約38キロメートル、総面積は825.62平方キロメートルで、岩手県を縦断する北上高地の中南部に位置し、内陸と沿岸を結ぶ交通と産業の結末点の要所にあり、標高1,917メートルの早池峰山を最高峰に、標高300～700メートルの高原群が周囲を取り囲み、市域の中央部の遠野盆地に中心市街地を形成している。

人口は、昭和30年の47,110人（旧遠野市37,088人、旧宮守村10,022人）から平成27年1月には29,040人と約4割減少し、平成22年に実施した国勢調査においては、高齢化率は34.3パーセントであり、人口減少による過疎化と少子高齢化の状況が著しく、その状況は現在も進行している。

遠野市では、人口減少及び少子高齢化への対策並びに市民の所得向上のための様々な産業の振興、市民の生活環境の向上と産業の振興のための社会資本の整備、市民との協働によるまちづくりなど、各分野における課題を克服し遠野市総合計画の基本構想において遠野市の将来像として掲げる「永遠の日本のふるさと遠野」を実現するため、平成22年11月に遠野市総合計画後期基本計画を策定し、本庁舎をはじめとする公共施設について、市民への行政サービスの提供と市行政を執行する拠点施設として整備することについて検討を進めてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災前の本庁舎は、本庁舎中央棟（以下「中央館」という。）、本庁舎東棟（以下「東館」という。）、本庁舎西棟（以下「西館」という。）の3棟が接続して構成されていたが、中央館及び東館は建築から45年以上が経過し老朽化が進み、また、執務スペースの狭あい、駐車場や市民フロアの不足、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー化の遅れなどの課題があったため、安全で効率的に行政サービスが提供できる本庁舎の整備が求められていた。

このような状況において、中央館は、東日本大震災により1階の柱が損壊し、倒壊の危険性が高いことから平成23年5月に取壊しを行ったため、中央館に設置していた各組織は、遠野市中心市街地活性化センターとびあ（以下「とびあ」という

。)及び遠野まちおこしセンターに分散して配置しているが、両施設ともに本庁舎のスペースを確保するために本来の機能を休止している状況である。

同じく中央館に配置されていた議場等の市議会機能は、遠野市役所宮守総合支所（以下「支所」という。）に移転しており、市議会開会時には、市長をはじめ職員は支所までの移動などに時間を費やすこととなり、業務効率の悪化を招いている。また、議場が狭いいため傍聴席を設けることができず、傍聴希望者がいる場合には、議員席の後方にパイプ椅子で傍聴席を設けるなど、市民への行政サービスの提供にも支障をきたしている。

また、東館は、老朽化とともに、平成15年5月26日に発生した三陸南地震で外壁に亀裂が生じたほか、平成17年8月16日に発生した宮城県沖地震では躯体に亀裂が生じるとともに2階天井の一部が落下するなどの損壊を受け危険な状態となったため、平成18年5月8日に岩手県との使用貸借により岩手県遠野地区合同庁舎に移転し、農林畜産部及び環境整備部が現在も入居しており、空き庁舎となった東館は解体する計画としている。

なお、西館には、教育委員会、子育て総合支援センター及び水道事務所を配置しており、現在も業務を行っている。

このように、庁舎機能を分散させているため、目的に応じて来庁すべき庁舎が異なることによる住民の混乱や移動の負担増加により円滑な行政サービスの提供に支障をきたしている。また、職員は、会議や決裁などのため頻繁に施設間の往来が必要となり、効率的な行政の運営に支障をきたしている。

本件事業の完成により、分散された庁舎が集約され、市民の利便性の向上及び効率的な行政の運営を可能とするとともに、中心市街地の賑わいの創出にも寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）により環境影響評価が義務づけられた事業に該当しないが、起業者が任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が平成27年3月に任意で実施した動植物に関する調査等によれば、本件事業の起業地及びその周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物は認められなかったため事業の推進に問題はないが、環境省レッドリスト及びいわてレッドデータブックで指定されている種が確認されたため、工事期間中において生息が確認された場合には、専門家の助言及び指導を受けながら必要な保全措置を講じることとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、起業者が保護を講ずべき文化財は見受けられないことから事業の推進に問題はないが、工事期間中に発見された場合には、直ちに工事を中断し、関係機関と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により建設される新庁舎は、遠野市定員管理計画に定めるところにより平成28年度の職員数を363人として設定し、さらに新庁舎に配置する職員数を103人とした規模を基に、総務省地方債同意等基準及び国土交通省が策定した新営一般庁舎面積算定基準により算定した延べ床面積を参考としながら、国土交通省の官庁施設の基本的性能基準（平成25年3月29日付け国営整第197号国営設第134号）及び建築設計基準（平成26年3月31日付け国営整第245号）を満たす施設とした上で、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）を考慮して計画されている。駐車場については、来庁者調査等を基に必要な台数として37台を確保した上で、駐車場設計・施工指針（平成4年6月10日付け道企発第40号）等に基づいた計画となっている。緑地については、建築設計基準により計画されており、客観的かつ技術的な基準に適合していると認められる。

また、本件事業に係る起業地については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第2項の規定に基づき、交通の利便性、他の官公署や関係機関との関係性を考慮して、社会的、技術的及び経済的観点から、とびあ周辺区域、被災した本庁舎周辺区域、旧市役所職員駐車場区域の3つの候補区域について検討が行われている。とびあ周辺区域は他の区域と比較して、引き続きとびあの使用が可能であり、また、駐車場を必要な台数の半分程度とすることが可能となるため、事業費を安価とすることが可能となるなど、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、とびあ周辺区域が最も合理的であると認められる。

さらに、とびあ周辺区域の中で、とびあ南側（以下「申請地」という。）、とびあ西側及びとびあ東側の3つの区画を候補地として検討を行い、申請地は他の2つの候補地と比較し、土地の利用に与える影響が少なく、交通条件も優れていることから、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適性かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

（4） 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

（3）アで述べたように、現在の本庁舎は老朽化及び東日本大震災の影響による庁舎の分散化、執務スペースの狭あい、駐車場や市民フロアの不足、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー化の遅れなど行政サービスの提供及び効率的な行政運営に支障をきたしていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

（5） 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足していると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 遠野市役所